

鶴岡市一般廃棄物処理手数料免除取扱要綱

令和4年9月26日

告示第523号

(趣旨)

第1条 この告示は、鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年鶴岡市条例第144号。以下「条例」という。）第4条の2第2項の規定による一般廃棄物の処理手数料の免除（以下「手数料の免除」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の基準)

第2条 条例第4条の2第2項に規定する特別の理由は、次に掲げる場合に該当することをいうものとする。

- (1) 市内で発生した火災によるり災者（法人を除く。）（り災証明を受けた者に限る。）又はその親族がその火災によって生じた一般廃棄物（以下「火災廃棄物」という。）を処理する場合
- (2) 飼主のいない動物の死骸（25キログラム以下のものに限る。）を処理する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合の免除の割合は、10分の10とする。

(免除の申請)

第3条 手数料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物処理手数料免除申請書（様式第1号。以下「免除申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前条第1項第1号の規定により免除の申請を行う場合には、申請者は、免除申請書にり災証明書その他市長が必要と認める書類を添えて、火災が発生してからおおむね1年以内に、市長に申請しなければならない。

3 前条第1項第2号の規定による手数料の免除の申請については、第1項の規定によらず、単にその旨を申入れることにより行うことができるものとする。

(内容の確認)

第4条 市長は、免除申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じ、申請者及び関係者ととも第2条に規定する免除の対象となる廃棄物の量等を現地で確認するものとする。

2 市長は、審査の結果、免除申請書の内容が適当であると認めたときは、一般廃棄物処理手数料免除承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(火災廃棄物の搬入)

第5条 第2条第1項第1号の場合に該当し、前条第2項の規定により承認書の交付を受けた者（以下「火災に係る免除決定者」という。）は、鶴岡市ごみ焼却施設又は鶴岡市リサイクルプラザに火災廃棄物を搬入するときは、承認書を受付に提示しなければならない。

(禁止行為)

第6条 火災に係る免除決定者は、火災廃棄物とその他の廃棄物を混合して搬入してはならない。

(免除の取消し)

第7条 市長は、既に承認した手数料の免除が次の各号のいずれかに該当するときは、当該免除を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 第2条第1項各号の免除の対象に該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。